

「放射性物質の食品健康影響評価に関する審議結果（案）」に対する意見を提出しました

内閣府食品安全委員会は、放射性物質の食品健康影響評価を行い、その審議結果（案）について広く国民から意見・情報を募集しましたので、東京都生協連は、8月26日に下記の意見を提出しました。

2011年8月26日

内閣府食品安全委員会事務局 評価課 御中

「放射性物質の食品健康影響評価に関する審議結果（案）」に対する意見

東京都生活協同組合連合会

3月11日の東日本大震災に引き続いて起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故は、福島県をはじめ東日本に広範囲な放射能汚染をもたらし、多くの国民が不安を感じています。一日も早い事故の収束を図ると共に、放射線から地域住民の健康を守り、国民の不安を解消するために、政府が一体となった最大限の努力と迅速な取り組みを要請するとともに、以下2点、意見を述べさせていただきます。

**1. 厚生労働省に予防原則を踏まえたリスク管理を実施するよう要請し、さらに正確な評価をすすめることを求めます**

○「貴委員会に厚生労働省が求めた評価の依頼は、食品等において「有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるものとして、放射性物質について指標値を定めること」でした。しかし、貴委員会の評価は個別の放射性物質の指標値についてはほぼ断念し、生涯累積実効線量について評価するにとどまったと理解されます。しかも、この生涯累積実効線量についても、「追加の累積線量として100mSv未満の健康評価について言及することは現在得られている知見からは困難であった」として、100mSv未満の健康評価についての不確実性を指摘するにとどまっています。つまり、貴委員会の現段階の評価は、①ウランを除いて個別の物質の評価は不可能であること、②低レベルの線量についても評価困難であることと結論づけていると考えられます。

(1) 以上の当面の結論からすれば、貴委員会はリスク管理実施官庁たる厚生労働省に対して、①データの不確実性からして予防原則にたったリスク管理を実施すること、②とくに小児、妊産婦などに配慮すること、さらに、③外部被曝値が高い地域においてはとくに詳細な管理を実施することを求めるべきです。これは食品

安全基本法第22条第1項第4号に掲げる内閣総理大臣を通じた厚生労働大臣に対する勧告として行うことが望ましいと考えます。

- (2) 貴委員会はこれに引き続き、継続した調査を実施すべきです。また、今回の評価はいわば「文献調査」であり、今後は実験を含めて評価をすすめることを求めます。

## **2. 迅速かつ正確な情報提供、理解と合意を得るための行動を求めます**

- 最終回のワーキンググループで小泉食品安全委員会委員長がメッセージを提出され、また、8月2日には食品安全委員会主催のリスクコミュニケーションが開催されました。
- しかしながら、国民の多くが国・官僚・東電・学者・マスコミ等から迅速・正確な情報を提供されているとは思っていないことを考慮するならば、貴委員会はもっと積極的にマスメディア、ネットメディア等で広く国民に審議結果を伝え、理解を得る努力をすべきと考えます。
- 福島県の小中学生の5%にあたる8700人が県外に転校するとの新聞報道もありました(福島県教育委員会調べ)。また、国民がこれから長い時間、放射能と付き合わざるをえないことを考えるならば、8月27日のパブコメの終了時期とは関係なしに、「放射性物質の食品健康影響評価」に関するコミュニケーションを図っていくことが貴委員会に科せられた最低限の義務と考えます。

以上